

令和7年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱 (P P A又はリースを活用した太陽光発電等導入補助事業)

(補助金の交付)

第1条 知事は、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、とくしま太陽光発電「初期費用0円」事業で登録されている事業プランの実施事業者が行う県内の住宅用太陽光発電設備設置等に係る初期費用が不要なサービスの提供に関する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 国交付要綱

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和7年3月10日環地域事発第2503102号）をいう。

(2) 国実施要領

国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日環地域事発第2503102号）をいう。

(3) 太陽光発電設備

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいう。

(4) 蓄電池

充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。

(5) P P A

太陽光発電設備の所有者である発電事業者が、住宅に太陽光発電設備を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備から発電された電気を当該住宅所有者に販売するものをいう。

(6) 電力販売料

P P Aにより住宅所有者に対し販売する電力料金をいう。

(7) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

(8) 住宅

自己の居住の用に供する戸建ての家屋をいう。

(9) とくしま太陽光発電「初期費用0円」事業

住宅等に「初期費用ゼロ」で太陽光発電設備等の設置が可能なP P Aやリース等を扱う事業プランを本県が登録する制度をいう。

(補助要件)

第3条 要綱第1条に規定する補助対象事業及び補助要件は、次の表に定めるところとする。

事業	補助要件	備考
P P A又はリースを活用した太陽光発電等導入補助事業	次の各号いずれの要件も満たすものであること。 【共通】 (1) 国及び国の委託を受けた団体から、本補助金以外の補助金を受けていないこと。	蓄電池のみの単独設置は不可

	(2) 商用化され、導入実績がある設備であること。 (3) 中古設備でないこと。 (4) 工事着工前であること。 (5) 契約書その他の契約を証する書類の締結日等が令和7年4月1日以降であること。 (6) 前各号に掲げるもののほか国交付要綱に定める要件を満たすこと。 【太陽光発電設備】 (1) 国実施要領別紙2の2.ア(ア)に定める要件を満たすこと。 (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力(定格出力)の合計値が10kW未満のものであること。 (3) 設置場所は徳島県内の住宅(店舗等を併用する家屋を除く。)の同一敷地内とし、発電した電力は当該住宅において自家消費すること。 【蓄電池】 (1) 国実施要領別紙2の2.ア(イ)に定める要件を満たすこと。 (2) 国の補助事業における対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。 (3) 定置用であること。 (4) 本補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。 (5) 蓄電池に蓄電した電力は既築住宅において自家消費すること。 (6) 自立運転機能があること。	
--	---	--

2 補助対象となる事業は、令和8年1月31日までに完了するものに限る。ただし、やむを得ない事情により工事が遅延したことその他単年度事業とならないことについてやむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

(補助対象経費及び補助率、補助額)

第4条 要綱第1条に規定する補助対象経費及びその補助率又は補助額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助率又は補助額
設備費(設備の購入、運搬、調整、据付け等に要する経費)及び工事費(消費税及び地方消費税の額を除く。)	【太陽光発電設備】 太陽光発電設備に係る公称最大出力(定格出力)の合計値のkW数(「太陽電池モジュールの公称最大出力(定格出力)の合計値」又は「パワーコンディショナーの公称最大出力(定格出力)」の小さい方の値をいい、小数点以下を切り捨てとする。)×7万円以内。ただし、補助上限額は、35万円とする。 【蓄電池】 「補助対象経費の1/3」又は「蓄電システム価格14.1万円/kWh(工事費込み・税抜き)の

	1 / 3」の小さい方の値（千円未満は切り捨て）。ただし、補助上限額は25万8千円とする。 なお、蓄電システムの価格は12.5万円/kWh以下（工事費込み・税抜き）となるように努めること。
--	--

（補助金を申請することができる者等）

第5条 この要綱に基づき補助金の交付を申請することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）県が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- （2）とくしま太陽光発電「初期費用0円」事業で登録されている事業プランの実施事業者であること。
- （3）申請者が暴力団等の反社会勢力と関係を有さないこと。
- （4）県税、その他の税について未納がないこと。

2 補助金の申請は、同一の住宅につき、同一の補助対象設備において1回限りとする。

（補助金交付申請書等）

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類及び期日は、次の表に定めるとおりとする。

知事の定める書類	提出期日
（1）本補助金を活用して導入する太陽光発電設備及び蓄電池（以下「補助対象設備」という。）のカタログ、パンフレット等の写し （2）補助対象設備を設置する住宅の場所を示す位置図（住宅地図等）及び補助対象設備の配置図面（平面図、立面図には補助対象設備の設置箇所を表示すること。） （3）補助対象設備の設置に係る見積書の写し（見積書の内が確認できるものに限る。） （4）PPA又はリースに係る契約書の写しその他契約を証する書類 （5）補助対象設備の設置場所及び自家消費を行う住宅の写真 （6）補助対象設備を設置する住宅の登記事項証明書 （7）その他知事が必要と認める書類	知事が特に認めるものを除き、令和7年12月31日までとする。 ただし、工事着工予定日の14日以前に提出すること。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び第15条の2に規定する事項並びに次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- （1）電力販売料又はリース料から補助金相当額分を減額すること。
- （2）PPA又はリースの契約期間中は、本補助金により減額された電力販売料又はリース料について、前年度1年間の支払いが確認できる書類を年度終了後30日以内に知事に提出すること。

（交付決定の手続）

第8条 提出された補助金交付申請書に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、受付順により交付決定を行う。

（補助金交付指令前の着工）

第9条 事業の着工（工事の着工をいう。以下同じ。）は、補助金交付決定（以下「指令」という。）後に行うものとするが、真にやむを得ない事由により指令の前に着工する必要がある場合には、その理由等を具体的に明記した指令前着工届（様式第2号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第10条 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない計画の細部の変更とする。

（変更の承認の申請等）

第11条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書

（2）その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、特に指示する事業については、補助事業の遂行の状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、指定する日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第13条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。

2 規則第11条の知事の定める書類並びにそれらの書類の報告期限は、次の表に定めるとおりとする。

知事の定める書類	提出期日
（1）補助対象設備の設置に係る領収書及び領収書内訳書の写しその他支出額を確認できる書類 （2）工事が適正に行われたことが確認できる写真（補助対象設備の設置状況や機器の銘板等が確認できるもの。） （3）補助対象設備の保証書の写し、出荷証明書の写しその他の新品であることが確認できる書類 （4）電力会社との接続契約書、売電契約書等の写し（固定価格買取制度、F I P（Feed-in Premium）制度を利用しないことが分かるもの。） （5）補助対象となった蓄電池がある場合には、太陽光発電設備と当該蓄電池が直接連系していることを確認することができる書類（電気配線図面等） （6）その他知事が必要と認める書類	補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和8年1月31日のいずれか早い期日（第3条第2項ただし書きが適用される場合を除く。）とする。

（補助金の請求）

第14条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第6号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（書類の保管）

第15条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付のあった日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産の処分の制限)

- 第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については取得財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- 2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定められている耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）をいう。
- 3 規則第17条第2号の知事が定めるものは、当該償却資産の取得単価又は効用の増加価格が50万円以上のものをいう。
- 4 補助事業者は、規則第17条の規定により、知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 5 知事の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(個人情報保護)

- 第17条 知事は、本事業により得た情報は、徳島県個人情報保護条例（平成14年条例第43号）に基づいて取り扱うものとする。

(雑則)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金について適用する。

年 月 日

徳島県知事 殿

所 在 地
法 人 等 名 称
代表者の役職・氏名

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第 3 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名 令和 7 年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
(P P A 又はリースを活用した太陽光発電等導入補助事業)
- 2 交付申請額
金 円
- 3 事業計画書
別紙 1－1、別紙 1－2、別紙 1－3、別紙 1－4 のとおり
- 4 収支予算書 別紙 2 のとおり
- 5 補助事業に係る誓約、蓄電池価格確認書
別紙 3－1、別紙 3－2、別紙 3－3 のとおり
(別紙 3－2 及び 3－3 は蓄電池を設置する場合に限る。)
- 6 責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先
- 7 関係書類
提出する書類に ☒ をすること。
☐ 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し
☐ 補助対象設備を設置する住宅の場所を示す位置図（住宅地図等）及び補助対象設備の配置図面（平面図、立面図等には補助対象設備の設置箇所を表示すること。）
☐ 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（見積書の内訳が確認できるものに限る。）
☐ P P A 又はリースに係る契約書の写しその他契約を証する書類
☐ 補助対象設備の設置場所及び自家消費を行う住宅の写真
☐ 補助対象設備を設置する住宅の登記事項証明書
☐ その他知事が必要と認める書類

事業計画書

事業者名			
事業所所在地			
担当者氏名		電子メール	
電話番号		F A X	

1 住宅所有者の情報及び設置場所

氏 名			
住宅の取得区分	☐ 新築住宅 ☐ 既築住宅		
既築住宅の 所有権登記日	年 月 日		
設置する住宅の所在地			

2 事業期間（予定）

事業着手(工事着工)日	令和 年 月 日
事業完了日	令和 年 月 日

3 補助対象事業の概要

契約内容	☐ P P A ☐ リース	契約期間	年間
太陽光発電設備			
太陽電池モジュール		パワーコンディショナー	
メーカー名		メーカー名	
型 番		型 番	
定格出力	W	定格出力	W
数 量		数 量	
定格出力の合計値	kW	定格出力の合計値	kW
蓄電池（※導入しない場合は記載不要）			
メーカー名		パッケージ型番 (SII登録内容)	
自立運転機能	☐ 機能あり	蓄電容量	kWh (小数点第2位以下切り捨て)

4 交付申請額の積算

太陽光発電設備	補助対象経費	設備費（税抜）	円
		工事費（税抜）	円
	小計（補助対象経費）（a）		円
	その他（補助対象外経費）（b）		円
	太陽光発電設備総事業費（c）（（a）＋（b））		円
	定格出力の合計値	太陽電池モジュール①	kW
		パワーコンディショナー②	kW
	太陽光発電設備の公称最大出力の合計値※ ¹ ③ （10kW未満が対象）		kW
	※1 太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とは、「太陽電池モジュールの公称最大出力（定格出力）の合計値①」又は「パワーコンディショナーの公称最大出力（定格出力）②」の 小さい方の値をいい、小数点以下を切り捨てとする。		
交付申請額（A） （「③公称最大出力の合計値（kW）×7万円」又は「35万円」の小さい方）		円 (1,000円未満切り捨て)	
蓄電池	補助対象経費	設備費（税抜）	円
		工事費（税抜）	円
	小計（補助対象経費）（d）		円
	その他（補助対象外経費）（e）		円
	蓄電池総事業費（f）（（d）＋（e））		円
	交付申請額（B） ※「補助対象経費の1／3」又は「蓄電システム価格14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）の1／3」の小さい方の値。ただし、補助上限額は25万8千円とする。		円 (1,000円未満切り捨て)
総事業費（（c）＋（f））		円	
交付申請額の合計額（（A）＋（B））		円	

発電する電力の消費量計画書

1 住宅所有者の情報及び設置場所

氏名	
設置する住宅の所在地	

2 発電する電力の消費量計算

※住宅所有者の自家消費割合が30%以上となる場合に限り補助対象

年間発電量【想定】 (A) = (B) + (C)	kWh
年間自家消費量【想定】 (B)	kWh
年間売電量【想定】 (C)	kWh
自家消費割合【想定】 (B) / (A)	%
世帯人数	人

3 添付資料

上記「2 自家消費割合」の項目(A)、(B)の算出根拠資料を添付または枠内に記入すること。

☐ (1) 年間発電量【想定】(A) ⇒ 月別の推定発電量をシミュレーションした資料を添付

--

☐ (2) 年間自家消費量【想定】(B) ⇒ 算出の考え方や計算過程を説明した資料を添付

(算出に当たっては、年間の電気料金請求書、検針票などを参考にすることが考えられる。なお、太陽光発電設備のみを設置し、蓄電池を導入しない場合は、夜間(発電しない時間帯)の電力消費分を自家消費想定量に計上することはできない。)

--

電気配線図確認書

1 確認項目

下記の①及び②の項目が確認できる単線結線図等の電気配線図を提出すること。なお、以下の枠内に電気配線図が記載できる場合は電気配線図の提出を省略できる。

(1) 太陽光発電設備について

- ☐ ①太陽光発電設備によって発電された電力が、住宅内部において消費されていることが図面からわかること。

(2) 蓄電池について

- ☐ ②太陽光発電設備と蓄電池を同時に整備する場合、両方の連系状況が図面からわかること。

電力販売料等の算定根拠明細書

1 P P A

太陽光発電設備	補助金がない場合の電力販売料総額 (A)		円
	(内訳) ※項目は適宜修正してください。	(例) 整備工事費	円
		(例) 保守運用事業費	円
		(例) その他	円
	補助金がある場合の電力販売料総額 (B)		円
	減額金額 (C) ((A) - (B))		円
	交付申請額 (D)		円
蓄電池	補助金がない場合の電力販売料総額 (E)		円
	(内訳) ※項目は適宜修正してください。	(例) 整備工事費	円
		(例) 保守運用事業費	円
		(例) その他	円
	補助金がある場合の電力販売料総額 (F)		円
	減額金額 (G) ((E) - (F))		円
	交付申請額 (H)		円
電力販売料単価		円/kWh	
(電力販売料単価算出方法)		(算出例) 売電単価 [円] = 本事業の総事業費 (見込み) [円] / P P A 期間の太陽光発電量 [円/kWh]	
減額金額合計 (I) ((C) + (G))		円	
交付申請額合計 (J) ((D) + (H))		円	
減額方法	県内本社要件適用 ※補助事業者が県内に本社を有する法人の場合は、電力販売料への減額金額を補助金交付額相当分の 4 / 5 とすることができる減額方法。	☐ 適用する ☐ 適用しない ※「適用する」場合は下記欄についても記入すること。	
	適用後減額金額 ((J) × 4 / 5 = (I))	円	

※1 消費税及び地方消費税相当額を除く。

※2 減額金額合計が交付申請額合計を上回らない場合は補助対象外。（「県内本社要件適用控除」を活用の際は、控除額合計と適用後控除額が同額でない場合は補助対象外。）

2 リース

太陽光発電設備	補助金がない場合のリース料総額（A）		円
	（内訳） ※項目は適宜修正してください。	（例）整備工事費	円
		（例）保守運用事業費	円
		（例）その他	円
	補助金がある場合のリース料総額（B）		円
	減額金額（C）（（A）－（B））		円
交付申請額（D）		円	
蓄電池	補助金がない場合のリース料総額（E）		円
	（内訳） ※項目は適宜修正してください。	（例）整備工事費	円
		（例）保守運用事業費	円
		（例）その他	円
	補助金がある場合のリース料総額（F）		円
	減額金額（G）（（E）－（F））		円
交付申請額（H）		円	
リース料			円/月
（リース料算出方法）		（算出例）リース料〔円〕＝本事業の総事業費（見込み）〔円〕／リース期間の太陽光発電量〔円/kWh〕	
減額金額合計（I）（（C）＋（G））			円
交付申請額合計（J）（（D）＋（H））			円

※1 消費税及び地方消費税相当額を除く。

※2 減額金額合計が交付申請額合計を上回らない場合は補助対象外。

収支予算書

1 収入

(単位:円)

区分	予算額	備考
県補助金		
自己資金		
その他		
計		

＜備考＞他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に当該補助金名を記載すること。

2 支出

(単位:円)

区分	予算額	備考
設備費		
工事費		
その他		
計		

＜備考＞消費税は、その他欄に記載すること。

(注)蓄電池を導入する場合は、太陽光発電設備と蓄電池に分けて資料を作成すること。

補助事業(太陽光発電)に係る誓約書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条及び第15条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 以下の項目は必須で☑をすること。

- ☐ 申請書類の記載事項は、全て事実と相違ないこと。
- ☐ 国及び国の委託を受けた団体から、他の太陽光発電設備・蓄電池に係る補助金を受けていないこと。
- ☐ 暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
- ☐ 本事業で取得した設備は反社会的勢力に提供しないこと。
- ☐ 本事業で取得した設備の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- ☐ 本事業で取得した設備については、継続的に使用するため必要な措置等を講じた上で、法定耐用年数を超えて使用すること。
- ☐ 本事業で取得した設備については、導入設備の設置後、法定耐用年数の期間、適正な保守点検及び維持管理を実施すること。
- ☐ 太陽光発電設備については、徳島県内の住宅と同一敷地内に設置すること。
- ☐ 太陽光発電設備により発電した電力については、30パーセント以上を自家消費するものとし、自家消費については、店舗等を併用しない住宅のみで行うこと。
- ☐ 太陽光発電設備により発電した電力量や自家消費量がわかる資料については、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- ☐ 太陽光発電設備については、法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ☐ 固定価格買取制度、FIP(Feed-in Premium)制度を活用しないこと。
- ☐ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。
- ☐ 法定耐用年数期間満了前に本事業を取りやめる場合、事業が継続するよう所要の措置を講ずること。
- ☐ リース期間等の満了後、所有権移転ファイナンス・リース取引等により、導入設備の所有者が変更となる場合は、要綱第16条の規定が変更後の所有者に適用される旨について、本補助金申請前に所有権の移転が想定される者に対して、説明し、承諾を得ること。
- ☐ 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

2. 以下の項目は該当する箇所に☑をすること。

- ☐ 【PPAの場合】補助事業に係る太陽光発電設備設置完了後に締結する電力供給契約において、補助金交付額相当分(補助事業者が県内に本社を有する法人の場合は、補助金交付額相当分の4/5とすることができる。)を電力販売料から減額すること。
- ☐ 【PPAの場合】電力供給契約の相手方に対し、電力販売料から減額した補助金交付額相当分の金額を書面で提示すること。
- ☐ 【リースの場合】補助事業に係るリース契約において、補助金交付額相当分をリース料から減額すること。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

所在地

法人等名称

代表者役職・氏名

㊞

補助事業(蓄電池)に係る誓約書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条及び第15条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 以下の項目は必須で☑をすること。

- ☐ 本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- ☐ 国及び国の委託を受けた団体から、他の太陽光発電設備・蓄電池に係る補助金を受けていないこと。
- ☐ 暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
- ☐ 本事業で取得した設備は反社会的勢力に提供しないこと。
- ☐ 本事業で取得した設備の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- ☐ 本事業で取得した設備については、継続的に使用するため必要な措置等を講じた上で、法定耐用年数を超えて使用すること。
- ☐ 本事業で取得した設備については、導入設備の設置後、法定耐用年数の期間、適正な保守点検及び維持管理を実施すること。
- ☐ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ☐ 法定耐用年数期間満了前に本事業を取りやめる場合、事業が継続するよう所要の措置を講ずること。
- ☐ リース期間等の満了後、所有権移転ファイナンス・リース取引等により、導入設備の所有者が変更となる場合は、要綱第16条の規定が変更後の所有者に適用される旨について、本補助金申請前に所有権の移転が想定される者に対して、説明し、承諾を得ること。
- ☐ 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

2. 以下の項目は該当する箇所に☑をすること。

- ☐ 【PPAの場合】補助事業に係る太陽光発電設備設置完了後に締結する電力供給契約において、補助金交付額相当分(補助事業者が県内に本社を有する法人の場合は、補助金交付額相当分の4/5とすることができる。)を電力販売料から減額すること。
- ☐ 【リースの場合】補助事業に係るリース契約において、補助金交付額相当分をリース料から減額すること。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

所在地

法人等名称

代表者役職・氏名

印

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者
所在地
法人等名称
代表者役職・氏名 印

蓄電池価格確認書
(徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金)

補助対象設備である蓄電池の目標価格(12.5万円/kWh(工事費込み・税抜き))以下での調達(施工含む。)可否について確認※を行った結果、

☐ 調達が可能である。 ☐ 調達に努めたが困難である。

⇒調達できない場合はその主な理由を記載
()

※目標価格以下となる蓄電池の調達可否を確認するに当たっては、複数者からの見積りの取得や、販売事業者に対する確認を行うこと。

メーカー名	
パッケージ型番 (SII登録内容)	
蓄電容量 (A)	kWh (小数点第2位以下切り捨て)
設備費(税抜き)	円 ※付帯設備の購入費を含む。(太陽光発電設備を除く)
工事費(税抜き)	円 ※蓄電池の設置に係る費用に限る。
合計金額(税抜き) (B)	円
蓄電池価格(円/kWh) (B)÷(A)	円

年 月 日

徳島県知事 殿

所 在 地
法 人 等 名 称
代表者の役職・氏名

補助金交付決定前着工届

補助事業の交付決定前着工について、徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えてお届けします。

- 1 事業名 令和7年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
(P P A又はリースを活用した太陽光発電等導入補助事業)
- 2 以下の各条件について誓約します。
 - (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は申請者が負担すること。
 - (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
 - (3) 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- 3 着工予定年月日
年 月 日
- 4 竣工予定年月日
年 月 日
- 5 関係書類
- 6 責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

年 月 日

徳島県知事 殿

所 在 地
法 人 等 名 称
代表者の役職・氏名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

に要する経費の配分の変更

補助事業 の 内 容 の 変 更 の承認を受けたいので、徳島県地域脱炭素移行・再エ
の 中 止 （ 廃 止 ）

ネ推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事 業 名 令和7年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
（P P A又はリースを活用した太陽光発電等導入補助事業）
- 2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令サ第 号
- 3 関係書類
(1) 補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書
(2) その他必要な書類
- 4 責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連 絡 先

年 月 日

徳島県知事 殿

所 在 地
法 人 等 名 称
代表者の役職・氏名

補助事業遂行状況報告書

補助事業の遂行の状況について、徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 事業名 令和7年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
(P P A又はリースを活用した太陽光発電等導入補助事業)
- 2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令サ第 号
- 3 関係書類
- 4 責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連 絡 先

年 月 日

徳島県知事 殿

所 在 地
法 人 等 名 称
代表者の役職・氏名

実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名 令和7年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
(P P A又はリースを活用した太陽光発電等導入補助事業)
- 2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令サ第 号
- 3 実績報告書 別紙4のとおり
- 4 収支精算書 別紙5のとおり
- 5 責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連 絡 先
- 6 関係書類
提出する書類に☑をすること。
☐ 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収書内訳書の写しその他支出額が確認できる書類
☐ 工事が適正に行われたことが確認できる写真
☐ 補助対象設備の保証書の写し、出荷証明書の写しその他の新品であることが確認できる書類
☐ 電力会社との接続契約書、売電契約書等の写し（固定価格買取制度、F I P
(Feed-in Premium) 制度を利用しないことが分かるもの。)
☐ その他知事が必要と認める書類
【蓄電池も併せて導入する場合】
☐ 太陽光発電設備と直接連系していることを確認することができる書類（電気配線図面等）

実施報告書

事業者名			
事業所所在地			
担当者氏名		電子メール	
電話番号		F A X	

1 住宅所有者の情報及び設置場所

氏 名			
住宅の取得区分	☐ 新築住宅 ☐ 既築住宅		
既築住宅の 所有権登記日	年 月 日		
設置する住宅の所在地			

2 事業期間

事業着手(工事着工)日	令和 年 月 日
事業完了日	令和 年 月 日

3 補助対象事業の概要

契約内容	☐ P P A ☐ リース	契約期間	年間
太陽光発電設備			
太陽電池モジュール		パワーコンディショナー	
メーカー名		メーカー名	
型 番		型 番	
定格出力	W	定格出力	W
数 量		数 量	
定格出力の合計値	kW	定格出力の合計値	kW
蓄電池（※導入しない場合は記載不要）			
メーカー名		パッケージ型番 (SII登録内容)	
自立運転機能	☐ 機能あり	蓄電容量	kWh (小数点第2位以下切り捨て)

4 実績報告額の積算

太陽光発電設備	補助対象経費	設備費（税抜）	円
		工事費（税抜）	円
	小計（補助対象経費）（a）		円
	その他（補助対象外経費）（b）		円
	太陽光発電設備総事業費（c）（（a）+（b））		円
	定格出力の合計値	太陽電池モジュール①	kW
		パワーコンディショナー②	kW
	太陽光発電設備の公称最大出力の合計値※ ¹ ③ （10kW未満が対象）		kW
※ ¹ 太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とは、「太陽電池モジュールの公称最大出力（定格出力）の合計値①」又は「パワーコンディショナーの公称最大出力（定格出力）②」の小さい方の値をいい、小数点以下を切り捨てとする。			
蓄電池	補助対象経費	設備費（税抜）	円
		工事費（税抜）	円
	小計（補助対象経費）（d）		円
	その他（補助対象外経費）（e）		円
	蓄電池総事業費（f）（（d）+（e））		円
総事業費（（c）+（f））		円	

収支精算書

1 収入

(単位:円)

区分	予算額 A	精算額 B	差引額 A－B	備考
県補助金				
自己資金				
その他				
計				

＜備考＞他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に当該補助金名を記載すること。

2 支出

(単位:円)

区分	予算額 A	精算額 B	差引額 A－B	備考
設備費				
工事費				
その他				
計				

＜備考＞消費税は、その他欄に記載すること。

(注) 蓄電池を導入する場合は、太陽光発電設備と蓄電池に分けて資料を作成すること。

請求日 年 月 日

請 求 者
所 在 地
法 人 等 名 称
代表者の役職・氏名

右の金額を 請求します。	請求 金額									円
-----------------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

適		要	
補助事業名	令和 7 年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業 (P P A 又はリースを活用した太陽光発電等導入補助事業)		
補助指令金額	金 円		
補助指令年月日			
補助指令番号	徳島県指令サ第 号		
補助額	既受領額	金 円	
	今回請求額	金 円	
	残 額	金 円	
請求区分	精 算		

口座振込先																
金融機関名 (					) 店舗名 (											
預金種別 (1 普通 2 当座 9 その他)																
口座番号		<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>													(右づめ)	
口座名義 (カタカナ書き)																
(																

	氏 名	連絡先
発行責任者		
担当者		

年 月 日

徳島県知事 殿

所 在 地
法 人 等 名 称
代表者の役職・氏名

財産処分承認申請書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第 1 6 条第 4 項の規定により、財産の処分の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助金の交付決定の年月日及び指令番号
年 月 日付け徳島県指令サ第 号

2 処分しようとする財産の名称、理由、方法及び価格

財産の名称	理由	方法	処分価格(円)